

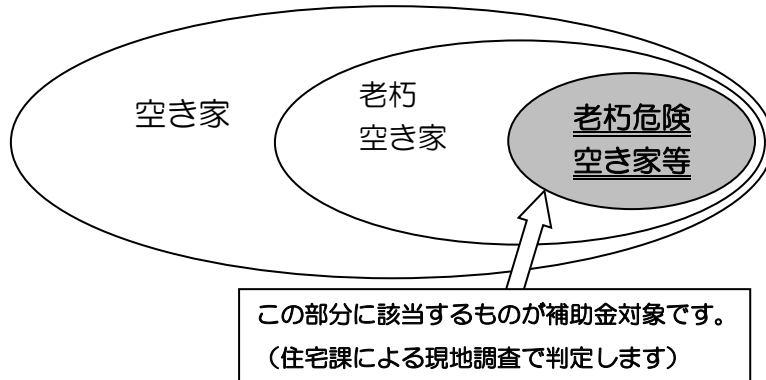
八代市老朽危険空き家等除却促進事業のお知らせ

老朽化した危険な空き家の解体を応援します。

八代市では、老朽危険空き家等の除却を促進し、市民生活の安全・安心と生活環境の保全・改善を図ることを目的として、空き家の解体を行う方にその費用の一部を補助します。

事業（補助）の対象となる建物（事前調査による老朽度判定を実施します。）

八代市内に存在する「老朽危険空き家等」に該当する建物です。
事業対象となる建物は、住宅、兼用住宅及びその附属する建物です。（共同住宅・寄宿舍・下宿者・賃貸目的の住居・長屋※を除く）※長屋で区分所有により所有されている場合は該当します。



【募集期間】

令和8年5月15日（金）

～

令和8年5月29日（金）

予定戸数：30戸

一老朽危険空き家等一

- ・倒壊や外装材の落下又はそれらの恐れのある危険性があるもの。
- ・近隣及び道路等に影響を及ぼす可能性があるもの。
- ・概ね1年以上、常時無人の状態、管理不全であるもの。
- ・構造や設備が著しく不良であり、居住の用に供することが著しく不適当なもの。（例えば、屋根や外壁、基礎が壊れていたり、住宅が傾いていたりする様な状態のものをいいます。）

※災害（水害、火災、地震など）による被災家屋に該当し、公費解体をしようとする場合は、当補助金との重複申請は出来ません。

公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっている場合も対象外です。

補助金の額（補助対象工事費の1/2程度）
上限：60万円

計算式：補助対象工事費×8/10×2/3

例1：補助対象工事費100万円の場合

 $100 \times 8/10 \times 2/3 = 53.3 \rightarrow$ **補助金額 53.3万円**（千円未満切り捨て）

例2：補助対象工事費200万円の場合

 $200 \times 8/10 \times 2/3 = 106.7 \rightarrow$ **補助金額 60万円**（上限）

事業を利用できる方（注意：ただし、市税の滞納が無いことが条件です。）

- | | |
|---------------|---------------|
| ■建物の所有者 | ■敷地の所有者 |
| ■建物の所有者の相続権利者 | ■敷地の所有者の相続権利者 |
| ■建物の管理者 | ■敷地の管理者 |

建物所有者以外の方の申し込みの場合は、建物所有者の同意が必要です！

建物所有者本人が申し込みされる場合以外は、建物所有者の除却同意書が必要です。
所有者または相続権利者が複数の場合は、共有者の同意を得ておいてください。